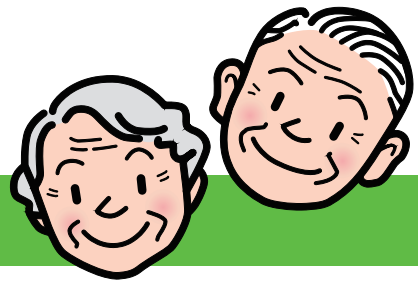




養護老人ホーム について



養護老人ホームって？

- 養護老人ホームは、現在置かれている環境では生活が難しく、経済的にも問題がある65歳以上の高齢者が市区町村長の措置によって入所できる施設です。
- 特別養護老人ホームは施設と利用者の契約によりますが、養護老人ホームへの入所については市区町村長の決定が必要です。

※老人福祉法第11条第1項、老人ホームへの入所措置等の指針 第1 参照

POINT解説



入所の基本的な流れは？

1 まずは入所相談

市区町村の役所（役場）窓口、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、民生委員、養護老人ホームなどに相談してみましょう。

2 申込

入所の申込みはお住まいの市区町村※の役所（役場）窓口で行います。

3 調査

本人、その扶養義務者等に係る養護の状況、心身の状況、生計の状況その他必要な事項について調査が行われます。

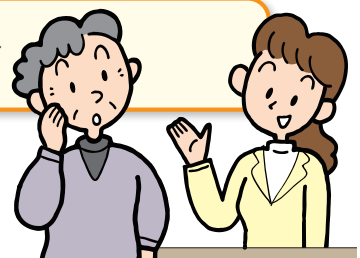
4 入所判定委員会

調査及び本人の健康診断等に基づき、措置の可否について判定します。

5 決定

市区町村長が、入所判定委員会の報告により、入所措置の可否を決定することになります。

6 入所へ



※「お住まいの市区町村」とは、基本的には入所される方の住民票のある市区町村を指しますが、住民票がない場合は申込時点にお住まいの市区町村をいいます。詳細は市区町村にお問い合わせください。

POINT解説

例外はあるの？



例えば以下のような条件に該当する人は、65歳未満であっても、入所となる場合があります。

- (1) 老衰が著しく、かつ、救護施設の入所要件を満たしているにも関わらず救護施設に受け入れる余力がないため、救護施設への入所ができない場合
- (2) 初老期における認知症（介護保険法施行令第2条第6号）に該当する場合
- (3) 夫婦であるAさんBさんがいて、Aさんが老人ホームの入所措置を受ける場合で、Bさんが年齢以外の入所基準にあてはまる場合

※老人ホームの入所措置等の指針 第8

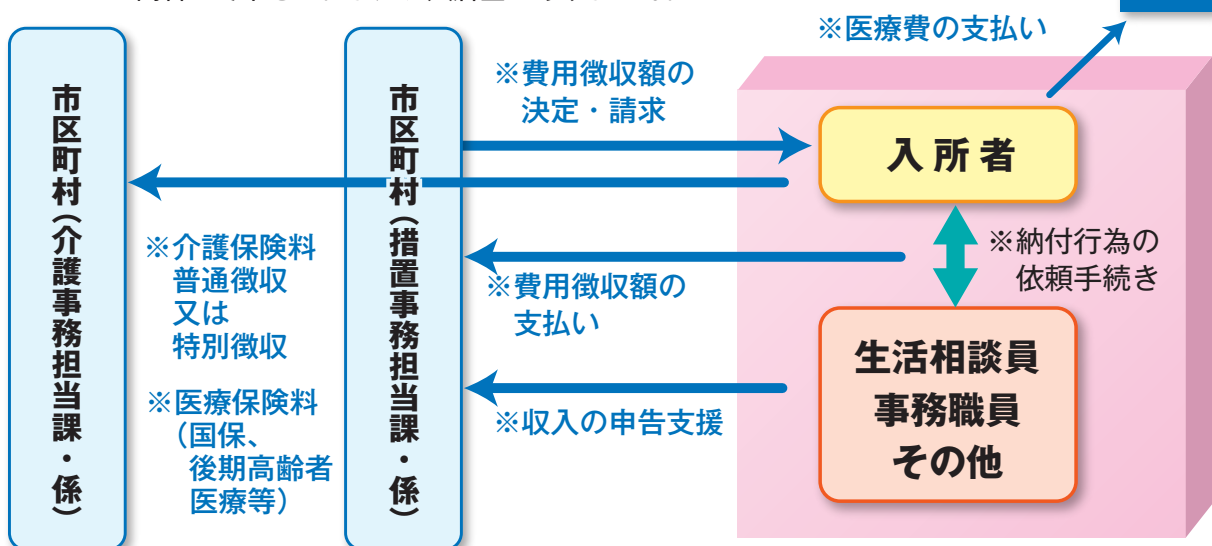
POINT解説

費用はどれくらい？



1 全体的な流れ（別紙もご参照ください）

前年度の収入によって負担額は変わります。詳しくは自治体（市町村）に問合せ下さい。また、入居金はありません。



※費用徴収額→前年度の個人の収入（公的年金等）から必要経費（医療費・社会保険料等）を差し引いた金額を階層表に当てはめ算出した額になります。

※毎年3月から4月に各福祉事務所よりの求めに応じて施設より収入の申告をし、6月に決定後7月より1年間同金額を毎月個人が、各市区町村（福祉事務所）に支払います。